# 第4回西表島保全管理委員会等で出された主な意見

#### 入り込み多い箇所利用状況の記載内容について (P7)

・入り込みの多い遊覧船クルーズで利用する箇所や、カヌーや動力船、トレッキング、キャニオニングなどで利用する箇所の利用形態や利用者数の動向をわかりやすく記載する。

#### 保存地区において認められる行為について (P8)

- ・渇水対策は、公益上の理由により取水を含めた調査の一連行為と考えられるため、保存地区においても取水を進めることが可能であると考える。
- ・過去に発生した行方不明者捜索を保存地区の登山道以外で実施する場合は、公益上の理由により必要であると認められるため、手続きを取った上での捜索活動は可能である。
- ・侵略的外来種であるイノブタの駆除は、科学的知見に基づく固有の生物多様性と、森林生態系を保全 修復するために必要と認められる行為であるとされているため、保存地区内でも行っても良いとなって いる。また、有害鳥獣であれば、公益上の理由で必要がある行為というかたちで駆除は可能である。

### 外来種対策について (P10)

- ・西表島島内における外来種対策では、当該地域外からの移入防止対策も重要である。
- ・イノブタは繁殖力が高く、林床を荒らす心配があるため、生息が確認されている内離島・外離島では 今後も駆除していく。

#### 指定ルートについて (P11)

- ・森林生態系保護地域内の貸付されていない登山道や歩道については、利用できないということはない。 現在利用のあるルートについては、崩壊等の危険の有無、利用のあり方全般、管理のあり方も含めて使 用できるルートを検討していく。
- ・入込の多い河川では、カヌー移動後のトレッキングでは岩上を歩いているが、基本的には既設の歩道 利用を推奨していく。保全利用地区内では、船を降りた後の利用を把握していく事が必要。

#### 安全対策について (P11)

- ・横断道を横断するための装備としては、ビバーク用の装備でツェルトを持参するなどの対応を推奨するため、横断道上に緊急対策としてテント等を置く計画はない。しかし、将来的には緊急対策用備品の設置を検討していく可能性もある。
- ・緊急時には、指定した2箇所以外でもテント設営は必要と考えている。そのため、第1山小屋跡や第2山小屋跡は、設営可能な箇所(テント設営環境として向いている箇所)として「情報提供に務める」という、利用者への周知の仕方をしたい。
- ・遭難時には、携帯電話があれば救助を要請できるため、携帯電話のつながる場所を周知する標識設置を検討してもらいたい。

#### ルールの周知方法について (P12)

- ・森林生態系保護地域に関する事項が記載されている既存の看板については、保全管理計画と整合性がとれるように記載の見直しが必要である。
- ・保全管理計画は理解しやすい内容にして、森林生態系保護地域を利用しているガイドや観光客への周知と、その方法を検討することが必要である。また、全てのガイドへ周知するためには、ガイドを登録制にすることが重要である。
- ・保全管理計画の他にもある様々なルールについては、林野庁を含めた関係機関が連携して本格的な議論をしていかなければならない。

#### 世界自然遺産登録との関係について (P13)

- ・各機関で取り組んでいる管理計画作成等が二度手間にならないように、世界自然遺産の利用のあり方を含めた、トータルデザインの中で標識の立て方の検討やルートの設定などがされることを期待する。
- ・保全管理計画は必ずしも世界自然遺産の登録のための計画作りではないが、世界遺産の担保措置というかたちで認められている。世界自然遺産の管理計画の検討が進んだ段階では、今回作成している保全管理計画の変更も含めて、遺産区域の管理計画との整合性を図りながら、取り組みを進めていきたい。

## その他 森林生態系保護地域の区域について

- ・猟友会としては、イノシシ猟は保全利用地区内だけで実施することに対して、了承はしている。しかし、仲間川流域のマングローブ林内では、保護林設定の前からイノシシ猟が行われていたために、保存地区設定当初は狩猟禁止区域であることの徹底ができていなかった。現在では、州域沿いはマングローブ林であり、ワナ設置は困難であるため、狩猟はないと思われる。
- ・植物について、山の高い所は、保存地区が設定されており、かなり有効に保全されると思う。一方で、 海岸や海抜の低い所にしか出てこない種類もたくさんある。残念ながら海岸部分については保存地区に なっていないので、その点が植物にとっては少し心配な点ではあると思っている。